



「消費者ホットライン188」についてよくあるご質問をご紹介します。



「消費者ホットライン（局番なし）188」を知っていますか？
消費者ホットライン「188」は、最寄りの消費生活センター等を案内する全国共通の電話番号です。消費生活の中でトラブルや困ったことで相談したいときの「誰もがアクセスしやすい相談窓口」として開設されました。



どうやってかけるの？

- ① 局番なしの「188」をダイヤルします。（固定電話・携帯電話とも）
- ② アナウンスにしたがい、居住地の郵便番号等を入力すると、**最寄りの相談窓口につながります。**（郵便番号が分からなくてもOK!）

お金はかかるの？

- ・ 相談料金は無料です。
- ・ 通話料はかかります。
→ 188はナビダイヤル(通話料定額プラン対象外)でつながります。
- ※ 各相談窓口に直接かけた方が安くなる場合もあります。



主な通話料金

一般回線からの着信	8.5円（税込9.35円）／180秒
携帯電話からの着信	10円（税込11円）／20秒
公衆電話からの着信	10円（税込11円）／40秒

（参考）最新の通話料金および詳細は、以下 NTT コミュニケーションズのサイトの「料金」をご覧ください。

どんな相談ができるの？

- ・ 消費生活に関する様々な相談や苦情を無料で受け付けています。
- ・ トラブルになっていない場合でも、契約する前に分からないこと、不安なことがあれば、気軽にご相談ください。

※ 生命・身体に重大な危害を受けた場合、又はその危機が切迫している場合などは、まずは、警察・消防にご連絡ください。



相談できる曜日や時間帯は？

- ・ 居住地の相談窓口につながります。そのため**相談できる曜日・時間帯は、相談窓口により異なります。**
- ・ 市町村の窓口が開所していない場合等には、県の消費生活センターなどにおつなぎするか、おつなぎ出来なかった市町村窓口の名称、受付時間、電話番号をお知らせします。

契約トラブルなど「こんなのアリ?」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【相談専用電話】	宮崎県消費生活センター	0985-25-0999
	都城支所	0986-24-0999
	延岡支所	0982-31-0999

【消費者ホットライン】188（お近くの相談窓口（市町村または県消費生活センター）にナビダイヤルでつながります。）

